

狭山市と東京電力パワーグリッド株式会社志木支社との  
「ゼロカーボンシティ実現に向けた連携協定書」の締結について

2022年10月27日

狭山市

東京電力パワーグリッド株式会社志木支社

埼玉県狭山市（市長：小谷野 剛）と東京電力パワーグリッド株式会社志木支社（支社長：小西 高志、以下「東電PG」）は、「ゼロカーボンシティ実現に向けた連携協定書」（以下「本協定」）を、本日、締結しました。

本協定は、狭山市の2050年における脱炭素社会実現に向け、環境・エネルギー分野における狭山市と東電PGの連携を強化するものであり、相互の強みを最大限活かして地域課題の解決に協働し、ゼロカーボンシティの実現およびレジリエンスの強化を目的としています。

狭山市は、近隣5市で構成される埼玉県西部地域まちづくり協議会において、2050年までにCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロを目指す決意表明をしています。この目標達成に向け、現行の「第3次狭山市環境基本計画（令和4年3月策定）」で「再生可能エネルギーの活用、省エネルギー建築の普及、省エネルギー行動の普及促進、徒歩や自転車利用環境の整備、公共交通の利用促進、電動車の普及、グリーン調達の推進、吸収源の活用、人材の育成、協働による緩和策の推進」を掲げ、ゼロカーボンシティの実現を目指しています。

東京電力グループは2050年におけるCO<sub>2</sub>排出量実質ゼロの目標を掲げ、ゼロエミッション電源の開発とエネルギー需要のさらなる電化促進により、カーボンニュートラルの実現に向けた取り組みを始めており、具体的に以下の連携を進めてまいります。

<連携事項>

- (1) 省エネルギーの推進に関する事
- (2) 再生可能エネルギーの利活用に関する事
- (3) 電化その他の脱炭素化に向けたエネルギーの転換に関する事
- (4) レジリエンスの強化に関する事
- (5) ゼロカーボンシティの実現に向けた普及啓発に関する事
- (6) その他ゼロカーボンシティの実現に関する事

狭山市と東電PGは、本協定の締結を契機に様々な分野で連携を図ることで、脱炭素社会・循環型社会・レジリエントな社会を目指すとともに、ゼロカーボンシティの実現に向けて、主体的・総合的に取り組んでまいります。

以上

<別紙1>ゼロカーボンシティ実現に向けた連携協定書

<別紙2>狭山市と東京電力パワーグリッドの連携協定全体像

<別紙3>狭山市と東京電力パワーグリッド株式会社とのゼロカーボンシティ実現に関する連携協定締結式

本発表内容に関する報道関係者のお問い合わせ先

狭山市 環境経済部 環境課

TEL：04-2953-1111（代表）

東京電力パワーグリッド株式会社 埼玉総支社 広報・渉外担当 千代田

TEL：090-9369-7152（直通）

志木支社 渉外担当

山口

TEL：090-3579-3807（直通）

## 狭山市と東京電力パワーグリッド株式会社との ゼロカーボンシティ実現に向けた連携協定書

狭山市(以下「甲」という。)、東京電力パワーグリッド株式会社(以下「乙」という。)は、狭山市におけるゼロカーボンシティの実現に向けて、次のとおり連携協定(以下「本協定」という。)を締結する。

### (目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が環境・エネルギーの分野において、相互に連携・協働し、省エネルギーの推進や再生可能エネルギーの利活用、脱炭素化に向けたエネルギーへの転換等の施策を効果的かつ継続的に推進することで、ゼロカーボンシティの実現およびレジリエンスの強化に資することを目的とする。

### (連携事項)

第2条 甲及び乙は、次に掲げる事項について連携し協力する。

- (1) 省エネルギーの推進に関すること
- (2) 再生可能エネルギーの利活用に関すること
- (3) 電化その他の脱炭素化に向けたエネルギーの転換に関すること
- (4) レジリエンスの強化に関すること
- (5) ゼロカーボンシティの実現に向けた普及啓発に関すること
- (6) その他ゼロカーボンシティの実現に関すること

2 甲及び乙は、前項に定める連携事項にかかる取組を効果的に推進するため、定期的に協議を行うものとし、具体的な取組内容及び実施方法は、甲及び乙が合意の上、定めるものとする。

3 乙は、本条に定める事項の一部を、甲との協議により乙の関係会社を実施させることができるものとする。

### (協定の見直し)

第3条 甲及び乙のいずれかが、本協定の内容につき変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

### (本協定の有効期間)

第4条 本協定の有効期間は、本協定締結日から5年間とする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙のいずれかから書面による解約の申し出がないときは、同一内容で更に1年間継続し、以後も同様とする。

### (守秘義務)

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た情報について、本協定の有効期間中か有効期間満了後かを問わず、第三者(ただし、第2条第3項に規定する乙の関係会社は除く。)に開示・漏えいしてはならず、本協定の目的以外の目的に使用してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

### (法令の遵守)

第6条 甲及び乙は、本協定に基づく業務を遂行するに当たっては、関連する法令を遵守するものとする。

### (疑義の決定)

第7条 本協定に定めのない事項または本協定の解釈につき疑義が生じた場合、甲及び乙は誠意を持って協議の上、これを解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれ署名の上、各1通を保有する。

2022年10月27日

埼玉県狭山市入間川1丁目23番5号

甲 狭山市  
市長

小谷野 剛

埼玉県志木市幸町1丁目8番50号

乙 東京電力パワーグリッド株式会社  
志木支社長

小西 高志

# 狭山市と東京電力パワーグリッドとのゼロカーボンシティの実現に関する連携イメージ

<別紙2>



市域内のゼロカーボン化とエネルギーの**地産地消**  
気候変動に対するレジリエンス強化



狭山市と東京電力パワーグリッド株式会社との  
ゼロカーボンシティ実現に向けた連携協定締結式



東京電力  
パワーグリッド

TEPCO